

# 調査対象及び調査事項

## 新聞業、出版業について

### 1. 調査対象

(1) **新聞業の調査対象**は、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 新聞の印刷のみを行う企業。
- ② 購読料、販売価格をもぎ取る配布は無料で行い、広告料を収入源とする広告新聞の発行を主として行う企業
- ③ 企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業
- ④ 記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業
- ⑤ 新聞の小売り(販売)のみを行う企業

(2) **出版業の調査対象**は、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 配布は無料で行い、広告料を収入源とするパンフレットなどの発行を、主として行う企業
- ② 会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業
- ③ 主として印刷又は製本のみを行う企業
- ④ 書籍、雑誌の取次又は小売(販売)のみを行う企業

### 2. 調査事項

(1) **企業数**は、調査結果(平成 27 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 27 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

#### 〈新聞業〉

- ①「**一般紙(全国紙)**」は、一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**一般紙(地方紙)**」は、一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ③「**スポーツ紙**」は、スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**専門・業界紙**」は、専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**その他**」は、その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

#### 〈出版業〉

- ①「**総合出版社**」は、総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**人文社会科学書出版社**」は、人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企が該当する。
- ③「**自然科学書出版社**」は、自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**文学・芸術書出版社**」は、文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**情報・教育系出版社**」は、情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

⑥「**実用書出版社**」は、実用書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

⑦「**児童書出版社**」は、児童書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

⑧「**その他**」は、その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

(5) **従業者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(新聞業務又は出版業務をいう。)以外の業務の従業者及び、別経営の企業へ出向・派遣している者又は、下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 27 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 27 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業の従業者(2. (5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして働いている者。

②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとしてきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者(2. (5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**部門別事業従事者数**は、当該業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

#### 〈新聞業〉

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、人事、経理、予算、新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する者。

イ 「**編集部門**」とは、新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する者。

ウ 「**制作・印刷・発送部門**」とは、組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)。

エ 「**電子メディア部門**」とは、電子メディアに関する業務に従事する者。

オ 「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。

## 〈出版業〉

- ア 「**管理部門**」とは、一般に、総務、人事、経理、予算などの業務に従事する者。
- イ 「**営業部門**」とは、書籍及び雑誌広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門、出版物の販売促進のための書店への営業活動などを担当する販売部門に従事する者(直販部門及び製品管理(倉庫)などの業務に従事する者を含む)。
- ウ 「**編集・製作部門**」とは、出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務、組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む)。
- エ 「**電子メディア部門**」とは、電子メディアに関する業務に従事する者。
- オ 「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。
- ② **うち、別経営の企業から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。
- (7) **年間売上高**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「新聞業務」又は「出版業務」及び、「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。
- (8) **業務、収入種類別**の区分は以下のとおり。

## 〈新聞業〉

新聞業における収入種類別の区分は、以下のとおり。

- ① 「**新聞販売収入**」とは、新聞を発行して得た収入額(販売店に対する正規の手数料等を控除した額)。
- ② 「**広告料収入**」の区分は以下のとおり。すべて広告会社に対する正規の手数料等を控除した額である。
- ア 「**新聞広告**」とは、新聞に掲載した広告に対する広告料収入。
- イ 「**電子メディア**」とは、電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入。
- ウ 「**フリーペーパー**」とは、フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入。
- エ 「**その他**」とは、上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入。
- ③ 「**その他収入**」とは、上記以外の新聞業務による収入額。

## 〈出版業〉

出版業における業務種類別の区分は、以下のとおり。「書籍販売収入」及び「雑誌販売収入」は、取次店及び書店に対する正規の手数料を含めた額である。

- ① 「**書籍販売収入**」とは、単行本、文庫、新書、全集・双書、事・辞典、図鑑、絵本、年鑑、検定教科書など書籍を行して得た収入額。
- ・ 「**うち電子メディア**」とは、「書籍販売収入」のうち電子メディアから得た収入額。
- ② 「**雑誌販売収入**」とは、週刊誌、旬刊誌、月刊誌、季刊誌などの定期刊行物を発行して得た収入額。
- ・ 「**うち電子メディア**」とは、「雑誌販売収入」のうち電子メディアから得た収入額。
- ③ 「**広告料収入**」の区分は以下のとおり。すべて広告会社に対する正規の手数料を含めた額である。
- ア 「**うち雑誌本体**」とは、雑誌に掲載した広告に対する広告料収入。
- イ 「**うち電子メディア**」とは、電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入。
- ウ 「**うちフリーペーパー**」とは、フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入。
- ④ 「**ロイヤリティ収入**」とは、書籍・雑誌などから得るロイヤリティの収入額である。内訳の区分は以下のとおり。
- ア 「**国内**」とは、国内での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入。
- イ 「**国外**」とは、国外での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入。内訳の区分は以下のとおり。
- ・ 「**コミック**」とは、国外で販売されるコミック本、コミック誌から得た収入。

- ・「児童書」とは、国外で販売される児童書から得た収入。
  - ・「小説」とは、国外で販売される小説から得た収入。
  - ・「その他」とは、国外で販売される上記以外の書籍・雑誌等から得た収入。
- ⑤「その他収入」とは、上記以外の出版業務による収入額。

(9) **発行種類**等は、以下のとおり。

#### 〈新聞業〉

新聞発行種類の区分は、以下のとおり。

- ①「一般紙」とは、一般時事に関する報道、評論を行う新聞である。配布エリアによって以下の区分に分ける。
  - ア「全国紙」とは、主に全国的主要都市に発行所を持ち、全国を配布エリアとする一般紙。
  - イ「地方紙(ブロック紙を含む)」とは、ブロック紙、県紙、ローカル紙など主に地方に発行所を持ち特定地方を配布エリアとする一般紙。
- ②「スポーツ紙」とは、スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞である。
- ③「専門・業界紙」とは、特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、競馬、プロレスなど特定のスポーツ)である。
- ④「その他」とは、英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など上記以外の新聞である。

#### 〈出版業〉

「書籍」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ①「人文科学書」とは、総記(総記、百科事典、年鑑雑誌、情報科学など)、哲学・心理学・宗教(哲学、心理学、倫理学、宗教、仏教、キリスト教など)、歴史・地理(歴史総記、日本歴史、外国歴史、伝記、地理、旅行など)に分類される書籍である。
- ②「社会科学書」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される書籍である。
- ③「自然科学書」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農林・水産と畜業などに分類される書籍である。
- ④「語学・文学書」とは、語学(日本語、外国語(英語、ドイツ語など))、文学(日本文学詩歌、日本文学小説、外国文学小説など)に分類される書籍である。
- ⑤「芸術・生活書」とは、芸術(絵画、彫刻、写真、工芸など)、生活(スポーツ、娯楽、家事など)に分類される書籍である。
- ⑥「学習・参考書」とは、小・中学生、高校生などを対象とした学習・参考書に分類される書籍である。
- ⑦「児童書」とは、絵本などの児童向けに分類される書籍である。
- ⑧「コミック本」とは、コミック、劇画などのマンガ本に分類される書籍である。
- ⑨「その他」とは、上記以外の書籍である。

「雑誌」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ①「総合誌」とは、総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌などに分類される雑誌である。
- ②「人文科学誌」とは、哲学、心理、宗教、歴史、地理などに分類される雑誌である。
- ③「社会科学誌」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される雑誌である。
- ④「自然科学誌」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農林・水産と畜業などに分類される雑誌である。

- ⑤ 「**生活・趣味・スポーツ誌**」とは、健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウトドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM 情報誌、映画・音楽情報誌、タウン誌などに分類される雑誌である。
- ⑥ 「**児童誌**」とは、児童誌、学年誌などに分類される雑誌である。
- ⑦ 「**コミック誌**」とは、少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向けコミック誌などに分類される雑誌である。
- ⑧ 「**その他**」とは、文学誌、学術誌などの上記以外の雑誌である。

(10) **返品率**とは、出版業で以下の算式により書籍、雑誌ごとに求めた割合。

$$\text{返品率} = \frac{\text{当期返品高} + \text{前期返品高}}{\text{当期総売上高} + \text{前期総売上高}}$$

(11) **電子メディアへの配信状況別**とは、新聞業でインターネット等電子メディアへ配信を行っている企業数を、配信形態別に集計したもの。当てはまる区分が複数ある場合には当てはまるものすべてに回答するため、内訳と計は一致しない。

(12) **年間営業費用**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「外注費」、「印税・原稿料」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料（「土地・建物」、「機械・装置」）及び「その他の営業費用」の計（消費税額を含む。）。

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額（税込み）。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者（別経営の企業で働いている者）」の給与も含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

③「**印税・原稿料**」は、出版業において著者（著作権者）に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費。

④「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用（外注分、媒体支払い費を含む。）。

⑤「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑥「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、サーバなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑦「**その他の営業費用**」は、上記以外の営業費用で以下のものである。

仕入高（紙代、インク代など）、荷造発送費、保管費、支払手数料（ロイヤリティを含む。）、販売手数料、広告手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(13) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)。

①**「機械・設備・装置」**は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②**「土地」**は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③**「建物・その他の有形固定資産」**は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。

④**「無形固定資産」**は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。